

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 対象建物 西部地域整備事務所ほか4か所及び内川排水機場（別紙1のとおり）
- (2) 需要場所 堺市堺区南田出井町1丁1-1ほか5ヶ所（別紙1のとおり）
- (3) 業種および用途 事務所
- (4) 現電力契約業者 リエスパワー株式会社

2. 仕 様

- (1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式

ア 電気方式	交流3相3線式
イ 標準電圧	6, 600V
ウ 計量電圧	6, 600V
エ 標準周波数	60 Hz
オ 受電方式	1回線受電（南部地域整備事務所のみ2回線受電）

- (2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力（契約上使用できる電気の最大電力をいい、当月の最大値と過去11か月の最大値を比べて大きい値を用いる。）

(a) 契約電力（常時） 別紙2のとおり

(b) 契約電力（予備線） 別紙2のとおり

（常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。）

イ 予定使用電力量 別紙2のとおり

（令和8年4月の計量日の午前0時00分から令和9年12月の計量日の午前0時00分までの使用量見込み）

(a) 各月の電力使用実績（契約電力、使用電力量等） 別紙3のとおり

(b) 各月の電力使用計画および季節の電力使用計画（契約電力、使用電力量）

別紙4のとおり

- (3) 契約使用期間

令和8年4月の計量日の午前0時00分から令和9年12月の計量日の午前0時00分まで

- (4) 需給地点

需要場所構内第一柱に堺市が設置した高圧気中開閉器の電源側接続点とする。

- (5) 電気工作物の財産責任分界点

需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。

- (6) 保安上の財産責任分界点

電気工作物の財産責任分界点に同じ。

(7) 計量日および計量

計量日は別紙2のとおりとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。(計量は、計量日における計量器の読みによるものとする。)

(8) 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の計量日の午前0時00分から当該月の計量日の午前0時00分までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、別紙4のとおりとする。

(11) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(12) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める約款によるものとする。

(13) データの提出

ア 供給者は、当該月の代金を請求するとともに、下記のデータを、本市の指定する様式において、提出するものとする。

請求内訳明細データ 別紙5のとおり

イ 供給者は、当該月の翌月に、各月および季節の電力量(契約電力、使用電力量)を、別紙6の様式において、提出するものとする。

(14) その他

この仕様書に定めのない事項については、双方の協議によりこれを定めるものとする。